

主催・共催の講習会等中止の基準

2020年8月10日

改定 2021年8月27日

公益社団法人日本診療放射線技師会

新型コロナウイルス感染拡大による、日本診療放射線技師会（以下、本会とする）主催 または共催で実施する会場型講習会、認定試験等の中止の判断は、各都道府県または地域の実情に合わせて判断することを尊重する。

なお、本基準は中止を判断する場合の基準を示すものであるので参考にされたい。

1. 実技を伴う講習会

1) 中止

実技を伴う講習会については、以下のいずれかの条件を満たした場合は講習会を中止する。

①政府により緊急事態宣言が発令され、開催地が特定警戒都道府県に指定された場合

②開催地の都道府県知事により独自の緊急事態宣言が発令された場合

2) 中止することができる場合

以下のいずれかの条件を満たした場合は、主催者または都道府県技師会会長の判断で講習会を中止としてよい。ただし、中止する場合は、都道府県技師会会長または本会担当理事、分科会長が事前に本会会長へ報告し、了承を得るものとする。

①開催地の都道府県にまん延防止等重点措置が発令された場合

②使用予定の会場が使用できなくなり、代替会場を確保できなかった場合

③開催責任者および講師が出席できず、代理の責任者および講師を選任できなかった場合

④地方自治体等より自粛要請等を受けた場合

⑤その他、開催に支障を及ぼす事態が発生した場合

2. 実技を伴わない講習会等

1) 中止

実技を伴わない講習会等については、以下のいずれかの条件を満たした場合は講習会を中止する。

①政府により緊急事態宣言が発令され、開催地が特定警戒都道府県に指定された場合

②開催地の都道府県知事により独自の緊急事態宣言が発令された場合

2) 中止することができる場合

以下のいずれかの条件を満たした場合は、主催者または都道府県技師会会長の判断で講習会等を中止としてよい。ただし、中止する場合は、都道府県技師会会

長または本会担当理事、分科会長が事前に本会会長へ報告し、了承を得るものとする。

- ①開催地の都道府県にまん延防止等重点措置が発令された場合
- ②使用予定の会場が使用できなくなり、代替会場を確保できなかった場合
- ③開催責任者および講師が出席できず、代理の責任者および講師を選任できなかった場合
- ④地方自治体等より自粛要請等を受けた場合
- ⑤その他、開催に支障を及ぼす事態が発生した場合

まん延防止重点措置が発令された中での講習会等の開催にあたっては、安全を第一に考え、慎重かつ柔軟に対応する。

なお、実技を伴わない講習会等で、Web による開催が可能なものについては Web 開催を強く推奨する。

3. 中止判断の時期は以下のいずれかを考慮する。

- ①受付開始前
- ②使用予定会場のキャンセル料の発生時および増額する前
- ③開催日の3週間前 なお、急を要する場合はその限りではない。

以上